

議 答 申 個 第 7 号

平成 14 年 5 月 8 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下 村 敏 博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成 14 年 4 月 1 日付け生情第 1 号で諮問のあった下記の事項について、別紙
のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第 10 条の規定により、審議会の意見を聴くこととさ
れている事項

〔内容〕

情報通信基盤の整備に伴い、個人情報を処理する電子計算機（各所属に設置
しているパーソナルコンピュータで、単独で個人情報を処理するもの）とイン
ターネットを結合することについて

答 申

<p>審 議 案 件</p>	<p>情報通信基盤の整備に伴い、個人情報処理する電子計算機（各所属に設置しているパーソナルコンピュータで、単独で個人情報処理するもの）とインターネットを結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。 なお、今後、この情報通信基盤を用いて個人情報を取り扱う新たなネットワークシステムを構築するときは、本審議会に諮問されたい。</p>
<p>審 議 内 容</p>	<p>本件は、情報通信基盤の整備に伴い、個人情報処理する電子計算機（各所属に設置しているパーソナルコンピュータで、単独で個人情報処理するもの）とインターネットを結合することについて条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（インターネットとの接続が1か所になること、二重の不正侵入防止装置の設置、コンピュータウィルス対策、回線専用化等）、電子自治体に向けての基盤整備の必要性、結合による業務の効率化などについて慎重に審議した。その結果、本件による電子計算機の結合には公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められたが、今後、電子申請・届出等の個人情報を取り扱う新たなネットワークシステムを構築するときは、再度審議会に諮るべきとの意見等があり、上記のとおり取りまとめた。</p>
<p>結 合 先</p>	<p>インターネット</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成14年4月15日</p>
<p>所 管 課</p>	<p>企画財政部 情報政策課</p>